

補助金の交付状況に係る調書【平成30年度交付分】

補助金の名称		特産品協会事業費補助金		市の担当部課	経済環境部産業課	
				問い合わせ先	0568-44-0340	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山市特産品協会		代表者名	会長 大澤 渡	
関係規定	法令	なし		条例	なし	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市特産品協会事業費補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	昭和61年	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		郷土特産品の生産者等の団体である当該団体への補助が、特産品のPR等に有効なため。				
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		市内外の販売会などでの郷土特産品の販売、PRなどにより、事業者の事業拡大、意欲の向上につながり、また、市の紹介等につながる。				
補助金の額 （ ）は一般財源の額		平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度予算	
		120,000 円	120,000 円	120,000 円	120,000 円	
		(120,000 円)	(120,000 円)	(120,000 円)	(120,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		市内外での販売会への参加。郷土特産品の親子体験事業の実施。				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		1,320,908 円		
		うち補助事業全体の経費		885,829 円		
		うち補助対象経費		885,829 円		
		補助対象経費の内訳		事業費		885,829 円
補助額の算出方法		補助率、補助額		市長の定める額		
		補助限度額		未設定		
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	当初交付決定時に額が確定するため。	
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		市の郷土特産品販売を通じて、市のPR,知名度のアップにつながった。				
その他参考事項		—				
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		420,785 円		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		420,785 円		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		無		

※平成30年度の実績に基づき作成しています。